

## 第6章 重点整備地区の現状と課題

### 6.1 現況調査

#### (1) フィールドチェック調査等

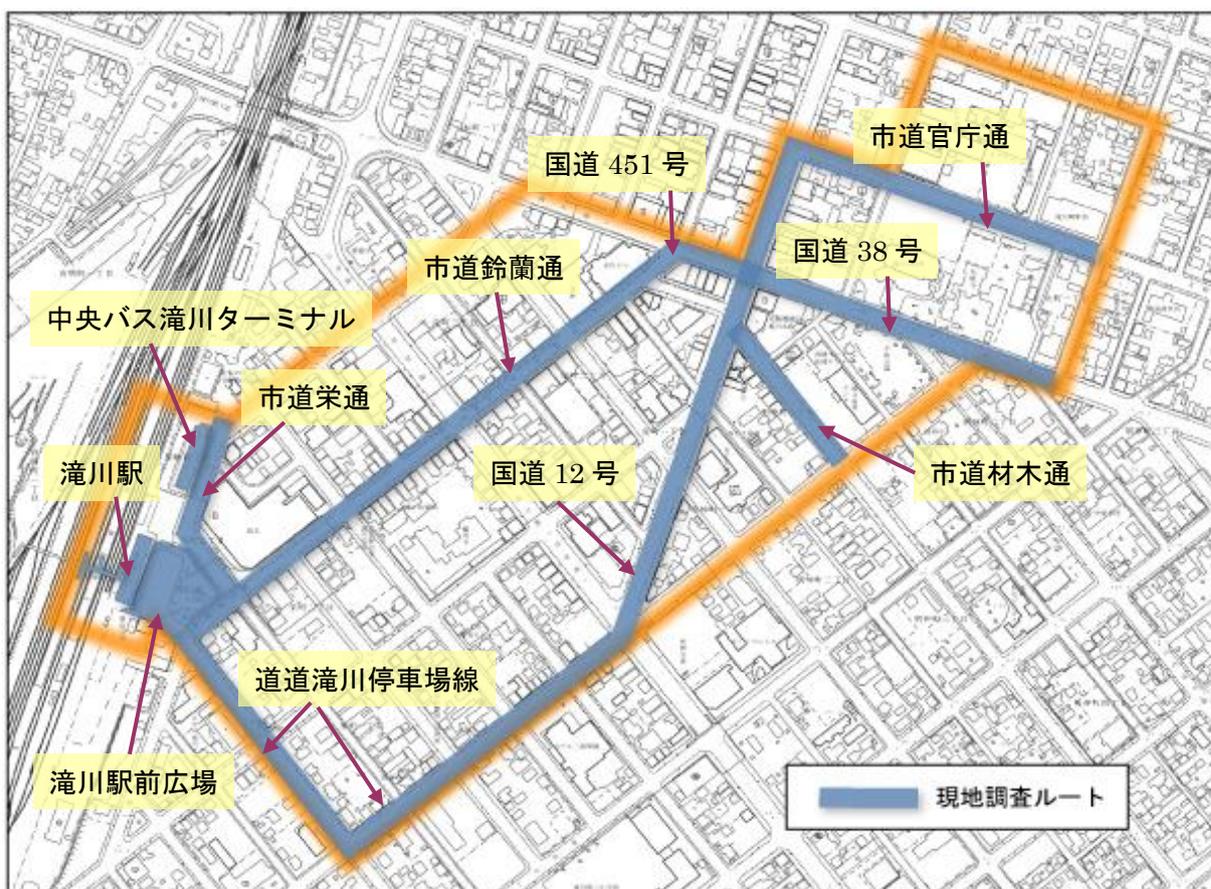
重点整備地区の旅客施設であるJR滝川駅及び中央バス滝川ターミナル、また生活関連経路について、現地を踏査して点検調査を実施しました。

当日は車いす使用者や視覚障がい者の方々に参加をいただき、障がいを持った方の視点による障壁のチェックを行い、問題や課題に対する意見を基本構想策定の参考に出来る限り反映することとしました。

【フィールドチェック調査日時】 : 平成16年9月6日(月) 午後1時30分～午後4時

【現地調査日時】 : 平成22年9月～12月

#### ■現地調査ルート



※フィールドチェック調査等の詳細については、資料編「1. フィールドチェック及び現地調査の調査結果」を参照

## (2) 市民意識調査

### ① 調査方法

バリアフリー基本構想の重点整備地区を含む中心市街地内の主要な施設や道路の移動円滑性について、バリアフリーと関係の深い市民団体より若干名参加いただき、インタビュー形式の意識調査を行いました。

### ② 調査概要

- ・調査日時：平成23年1月14日（金）14時～15時30分
- ・場 所：滝川市役所 401 会議室
- ・参加人数：9名（社会福祉法人滝川社会福祉協議会、滝川障がい者団体連絡協議会、滝川市老人クラブ連合会、滝川市町内会連合会連絡協議会から参加）
- ・調査内容：日常生活において感じている道路や建築物のバリアについて、重点整備地区におけるバリアについて
- ・調査状況：



### ③ 調査結果の概要

※重点整備地区内の現状と課題に関しては、フィールドチェック調査等における結果と相違ない。

#### 《ハード整備》

- ・バリアフリー整備の中で段差の解消が一番優先的に取り組むべきである。
- ・JR 滝川駅のバリアフリー化は期待が大きい。
- ・肢体不自由者や視覚障がい者など様々な障がいを持った方に配慮した整備が必要である。
- ・バリアフリー整備も必要だが、整備後の適切な維持・管理も必要である。

#### 《ソフト施策》

- ・子どもからお年寄りまで誰もがバリアに対し、理解することが望ましい。
- ・自ら率先して助ける心遣いを啓発していく必要がある。

#### 《持続的な発展のために》

- ・重点整備蓄に限らない全市的なバリアフリー化を進めるべきである。
- ・高齢社会の進展を見越した継続的なバリアフリー化による地域活性化を進めるべきである。

## 6.2 バリアフリー化に向けた問題点・課題

フィールドチェック結果及び現地調査結果から下記の問題・課題が整理され、それぞれ対応や解決策を検討し、具体的な特定事業につなげていきます。

調査箇所	チェックポイント	問題点・課題
JR 滝川駅	■ホーム	改札口からホームにつながる跨線橋にエレベーター等の昇降設備及び音響施設が設置されていない。1 番ホームに 3 段の段差があるため利用が困難
	■駅出入口	風除室のドアが手動式のため開閉が困難 視覚障がい者誘導用ブロックの敷設は施設内のみで外からの誘導がされていない
	■トイレ	トイレの出入口には段差があり、手動式のため車いす等には利用が困難。多目的トイレも設置されていない。視覚障がい者誘導用ブロックが敷設されていない
中央バス滝川ターミナル	■出入口	出入口の段差が車いす使用者の障害であり、出入口のドアが手動式のため開閉が困難
	■待合所	待合所に視覚障がい者誘導用ブロックが敷設されていない
	■改札口	通路幅が狭く車いすの大きさによって通過困難な改札口。改札口のドアが手動式のため開閉が困難
	■ホーム	転落防止用の柵がなく視覚障がい者誘導用ブロックが敷設されていない
滝川駅前広場	■駐車場	身体障がい者専用の駐車場が設置されていない
	■その他(案内板等)	駅周辺の総合案内板がない。視覚障がい者の用誘導ブロックが敷設されていない
道路	○国道 12 号	交差点部には視覚障がい者誘導用ブロックが敷設されている。歩道の横断勾配は緩やかで車いすの通行幅は確保されているが、舗装が不陸となっている
	○国道 451 号	交差点部には視覚障がい者誘導用ブロックが敷設されているが、基準に合致していない。横断勾配が急となっている
	○国道 38 号	交差点部は視覚障がい者誘導用ブロックが敷設されている。幅員や舗装の状態は良好であるが、インターロッキングブロック舗装の車いす使用者への悪影響が懸念される
	○道道滝川停車場線	交差点部には視覚障がい者誘導用ブロックが敷設されているが舗装と同色で弱視者は見えづらい。幅員は確保されているが、舗装の不陸や勾配が急となっている
	○市道官庁通	交差点部には視覚障がい者誘導用ブロックが敷設されている。幅員は確保されているが、舗装が不陸状態である
	○市道栄通	自転車が歩道幅員の大半を占めており、車いすに限らず歩行者の通行に支障をきたしている。幅員は確保されているが横断歩道がなく勾配も急である 地下歩道の出入口・昇降施設は車いすや視覚障がい者に対応していない
	○市道鈴蘭通	交差点部には視覚障がい者誘導用ブロックが敷設されているが、舗装と同色で弱視者は見えづらい。舗装の不陸や勾配が急となっている
交通安全	○横断歩道 ○地下通路	市道東二号通と市道文化通の交差点は、過去に横断歩道の白帯と視覚障がい者誘導用ブロックが敷設されていたが、当該交差点部は地下通路が設置されており、その後白帯が撤去された。現況は横断歩道があるかのごとく、視覚障がい者誘導用ブロック等が整備されていることから、視覚障がい者にとって危険である
	○信号機	国道 38 号及び市道官庁通の市役所付近の横断歩道において、交通弱者用押しボタンが設置されているが、視覚障がい者に対応した信号機となっていない
ソフト面		市民に障がい者の気持ちを伝えたり、気づいてもらうことが大切である

